

第3節 意匠制度の概要

〔1〕 意匠制度の目的

意匠法は意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とします。特許法が自然法則を利用した技術思想の創作を保護しているのに対し、意匠法は、形状、模様、色彩といった視覚に訴える意匠（デザイン）の創作を保護しています。

（1） 目的

意匠法はその目的を、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」（意匠法第1条）と規定しています。

意匠（デザイン）は、物品のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探求するものです。しかし、物品の外観は誰もが簡単に視認することができるため、他者の創作物であっても容易に模倣することができ、健全な産業の発達に支障が生じることがあります。

そこで、意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護し、その利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与しようというものです。

〔2〕 意匠登録を受けるためには

意匠登録を受けるためには、出願された意匠が意匠法の定義する「意匠」であること及び意匠法で定められた意匠登録の要件を満たしていることが必要です。

（1） 意匠法上の意匠とは（保護対象）

意匠法では、「意匠」を「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）と定義しています。

様々な保護対象の例

意匠法が保護するのは「物品」のデザイン

乗用自動車



意匠登録第 1464783 号

ボールペン



意匠登録第 1276099 号

包装用袋



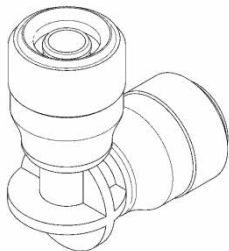
意匠登録第 1218964 号

菓子



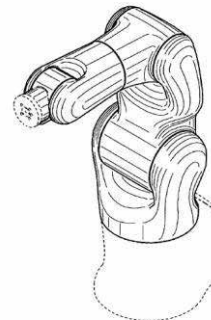
意匠登録第 1334077 号

管継手



意匠登録第 1311466 号

産業用ロボット



意匠登録第 1507942 号

このように意匠法上の保護対象として認められるためには、以下の要件を満たす必要があります。

保護対象として必要な要件

1. 物品と認められるもの

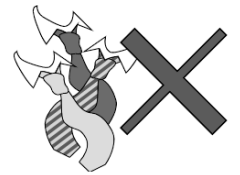
意匠法上の物品は、有体物であり、動産であるものでなければなりません。

(不動産である建築物、物品と離れたデザインであるタイプフェイス、キャラクター、ショーウィンドウのディスプレイ、花火などは意匠法上の意匠とはなりません。)



2. 物品自体の形態

物品自体の形態である必要があります。例えば、ネクタイの結び目の形態はネクタイ自体の形態とは認められません。



3. 視覚に訴えるもの

視覚すなわち肉眼で認識されるものでなければなりません。(取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱います。)



4. 視覚を通じて美感を起こさせるもの

機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないものは意匠とは認められません。

(2) 意匠の登録要件

出願された意匠の全てが登録されるわけではありません。審査官が、意匠法上定められた意匠登録の要件(工業上利用可能性、新規性、創作性等)について審査し、適格性を備えたものだけが登録されます。

① 工業上利用可能性(意匠法第3条第1項柱書)

意匠法は、産業の発達を目的に定められている制度ですので、意匠登録を受けるためには、その意匠が工業上利用できるものでなければなりません。

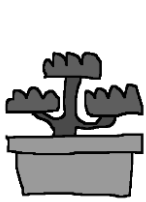
ここで「工業上利用できる意匠」とは、工業的(機械的、手工業的)な生産過程を経て、反復して量産できる製品の意匠のことをいいます。

自然物、純粋芸術品、一品生産的な美術工芸品などは、工業上利用できるものに含まれません。

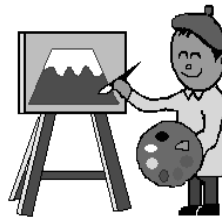
工業上利用できること（量産可能なもの）

（認められない例）

×自然物を意匠の主体にしたもので量産できないもの（例：盆栽、観賞植物）



×純粋美術の分野に属する著作物（例：絵画、彫刻）



② 新規性（意匠法第3条第1項）

意匠登録を受けるためには、意匠登録出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が日本国内又は外国において公に知られていないこと、すなわち、新規性を備えている必要があります。出願前に公に知られている意匠や、刊行物（意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）、インターネット上に掲載されている意匠は、新規性がないものとされます。

なお、意匠登録出願前に意匠を公開した事実がある場合、その意匠が自ら創作したものであったとしても、公開された意匠は新規性がないものと判断されます。

ただし、自らの行為に基づいて意匠が公開された場合は、意匠が公開された後に出願した場合であっても、所定の要件を満たせば先の公開によってその出願された意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱われます（新規性喪失の例外（意匠法第4条第2項））。

③ 創作性（意匠法第3条第2項）

新規な意匠であっても、容易に創作されたと判断される意匠は、意匠登録を受けることができません。容易に創作された意匠に対して独占権（意匠権）を与えることは、社会の産業の発達の妨げとなる可能性があることから、公知の意匠やモチーフに基づいて容易に創作できる意匠は意匠登録を受けることができません。

容易に創作できた意匠でないこと



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

④ 公序良俗に反するなど、意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第5条）

各国元首の像や国旗、皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章などを用いたもののように公序良俗に反するもの及び他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのあるものは、公益的な見地から意匠登録を受けることができません。

また、物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠は、特許法・実用新案法によって保護されるべき技術的思想に当たるため、意匠法による保護対象から除外されています。

⑤ 先願（意匠法第9条）

同一又は類似の意匠について二以上の出願があった場合に、最先の意匠登録出願人の出願（同日のものはいずれか一方）のみが登録となります。

⑥ 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）

先に出願された意匠があり、その先願意匠の公報掲載前に後願意匠が出願された場合であって、後願意匠がその先願意匠の一部と同一又は類似しているときには、当該後願意匠は意匠登録を受けることができません。

⑦ 一意匠一出願（意匠法第7条）

意匠登録出願は、原則として意匠ごとにしなければならないが、複数の意匠を一つの出願にまとめて記載することは認められていません。また、意匠は物品ごとに成立するため、自動車と自動車おもちゃのように物品が異なれば別々に出願する必要があります。

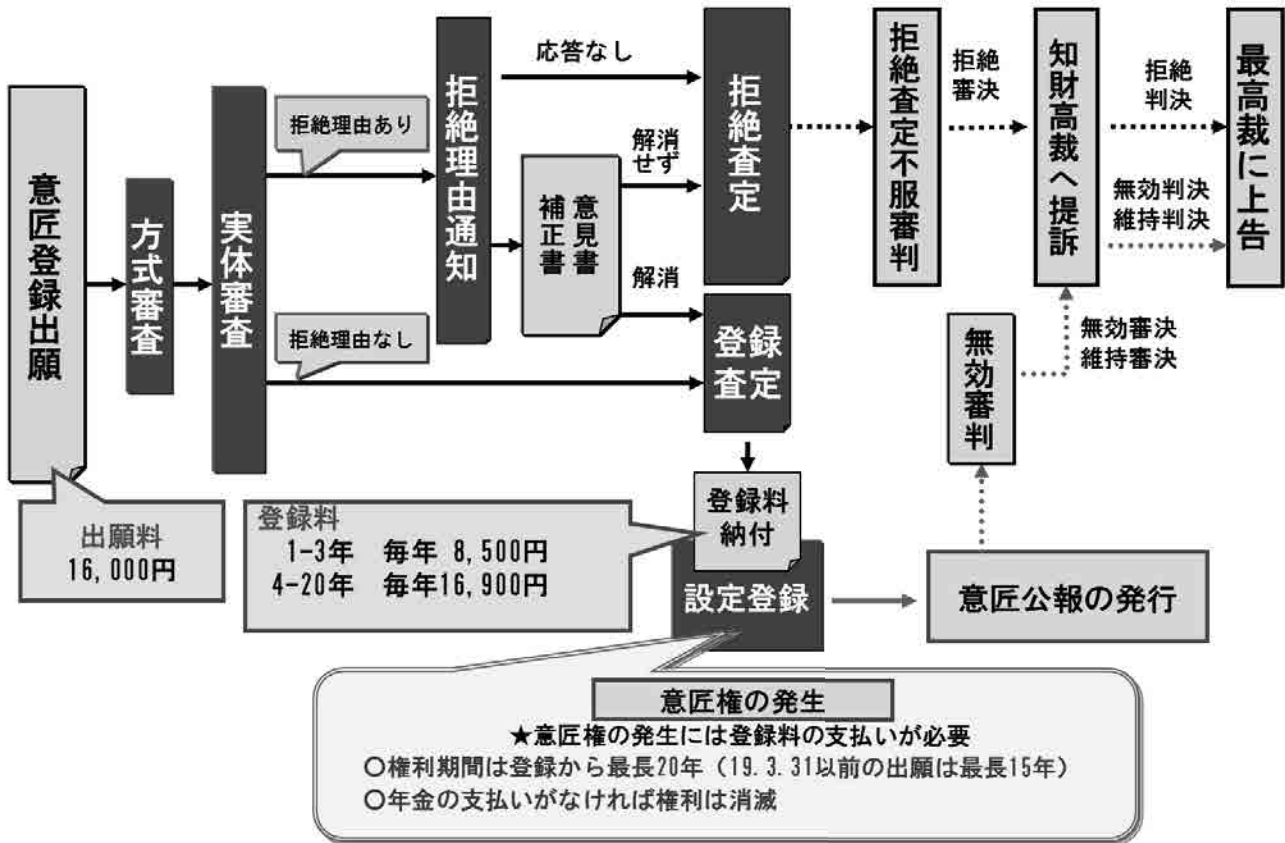
なお、ナイフ、フォーク、スプーンなどのようにセットで使用される物品については、複数の意匠を一つの組物の意匠（〔4〕ニーズに応じた意匠登録出願 参照）としてまとめて出願できる場合があります。

【3】出願から意匠権取得までの流れ

意匠法には、審査請求制度がなく、原則としてすべての出願が審査されます。審査の結果、拒絶理由のない出願については登録査定が通知され、特許庁に登録料を納付し設定登録が行われることで意匠権が発生します。意匠登録を受けた意匠は、意匠公報によりその内容が公開されます。

また、出願公開制度はありませんので、登録後に意匠公報が発行されるまで出願した意匠が公開されることはありません。なお、秘密意匠制度を利用した場合、意匠権の設定登録の日から3年以内を限度に、登録意匠を非公開（秘密）とすることができます。

意匠登録出願の流れ



(1) 出願手続

① 出願前にすること

意匠登録出願をする際は、事前に意匠公報を調査することをお薦めします。

1) 同一又は類似する公知意匠の調査

意匠登録出願以前にその意匠と同一又は類似する意匠が公に知られている(公知)と、登録にはなりません。意匠公報に掲載されている意匠はすべて公知意匠となりますので、意匠公報を事前に調査することで意匠登録の可能性がない意匠について知ることができ、出願書類作成にかかる時間や経費を軽減することができます。

2) 図面の事例調査

意匠登録出願をするには、所定の様式に従って、願書、図面を作成して特許庁に提出(出願)する必要があります。意匠公報に掲載されている図面は、出願する方にとって図面作成の要領を学ぶ上で大変参考になります。意匠公報は、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で検索・照会できますのでご利用下さい。

※J-PlatPatの検索方法は、「第3章[3]特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索」をご参照ください。

② 出願に必要な書類等

意匠登録出願を行うには、願書と図面（あるいは代用の写真、ひな形、見本）を用意する必要があります。また、これらの書類に加えて、特徴記載書を提出することも可能です。意匠登録出願料は、1件16,000円です。

③ 願書（Ⅱ様式編3．意匠（1）意匠登録願 参照）

願書には、「意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所」を記載し、意匠に関する事項としては、「意匠に係る物品」を記載し、必要な場合には、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」を記載します。

1) 意匠に係る物品

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品に係るものであるかを、例えば「机」や「いす」などのように、意匠法施行規則別表第一（以下、「別表第一」という。）に定められたその物品の属する「物品の区分」（又は同程度の物品の区分）に沿って記載します。

2) 意匠に係る物品の説明

使用の目的、使用状態など、物品の理解を助ける説明を記載します。なお、別表第一に掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態などが明らかであるものについては、「意匠に係る物品の説明」の記載は不要です。

3) 意匠の説明

省略した図の特定や透明箇所を特定する表現など、意匠の理解を助ける説明を記載します。

④ 図面の描き方（Ⅱ様式編3．意匠（2）図面 参照）

意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面は、正投影図法による六面図で表すことが基本ですが、等角投影図法、斜投影図法で表すことも可能です。また、図面に代わるものとして写真、CG図面、ひな形あるいは見本による出願も可能です。さらに、これらの図面だけでは、意匠を十分に表現することができないときは、断面図、拡大図、斜視図、参考図などを加えて、出願する意匠を十分に表現することが重要です。

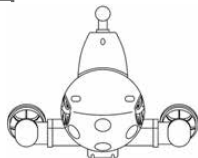
※願書及び図面の作成方法と出願手続の詳細については、特許庁が発行している「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」や「意匠登録出願等の手続のガイドライン」などの冊子もあわせてご参照ください。

【意匠の図面】（図面の代替として、写真、ひな形、見本でも可）

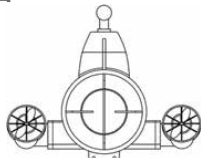
図面

・立体を表す図面は、正投影図法により、各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもって一組として記載します。CGで作成された図でも構いません。

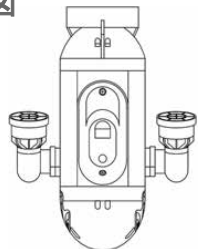
正面図



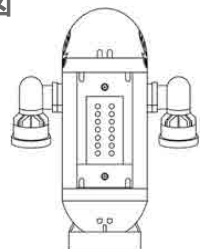
背面図



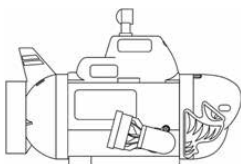
平面図



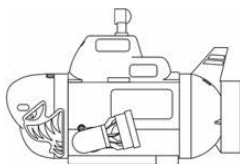
底面図



左側面図



右側面図



・ハンカチなどの平面的なもの（シート状の形態）の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図による一組の図面が基本となります。

表面図

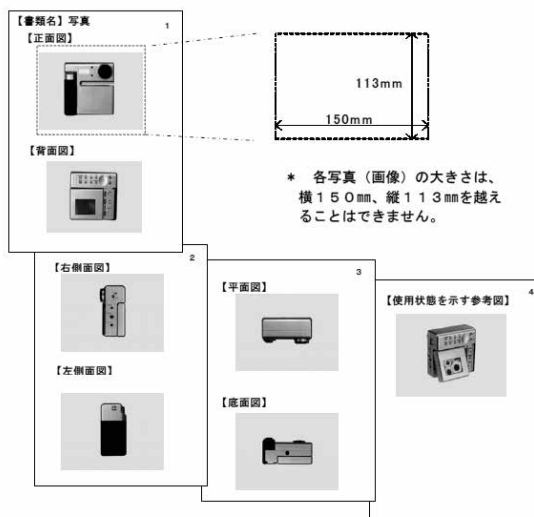


裏面図



写真

・商品サンプルの写真でも出願することが可能です。形態のあらわし方は図面の場合と同じです。



見本、ひな形

・縦26cm、横19cm、厚さ7mm以下のものであれば、見本（実物）又はひな形を提出することも可能です。

（作成例）



・薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下であり、7mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

図面の記載に関する詳細は、特許庁のホームページ（特許庁→意匠→基準・便覧・ガイドライン→審査→「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」）をご参照ください。（http://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki_jun/ki_jun2/h23_zumen_guideline.htm）

⑤ 特徴記載書（Ⅱ様式編 3. 意匠（6）特徴記載書 参照）

出願人は、特徴記載書を提出し、出願意匠の創作の特徴について主張することができます（意匠法施行規則第6条）。

この特徴記載書は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属している最中であれば、いつでも提出することができます。

なお、特徴記載書の記載内容は、登録意匠の権利範囲に直接的な影響を与えるものではありません。そのため、特徴記載書の記載内容については、形式的チェック（字数、出願人名称など）のみ行われます。

（2）実体審査結果への対応

方式審査をクリアした出願は、審査官によって登録できるものであるかどうか実体的な審査が行われます。

出願が却下又は取下・放棄されたものを除いたすべての出願について、審査官による実体的な審査が行われます。

審査官は、登録要件を満たさない理由（意匠法第17条に列挙されています。）を発見したときはその理由を出願人に通知し、これに対して出願人の行う意見書の提出や出願書類の補正などの手続を経た上で、最終的には登録査定又は拒絶査定を行います。

① 拒絶理由の通知への対応

拒絶理由通知書を受け取った後、これに対して出願人は意見書を提出することができます。意見書とは、審査官が判断した拒絶理由に対して反論の意見を書いた書類をいいます。

例えば、新規性がないことを拒絶の理由とされた場合は、その意匠登録出願の前に公開された意匠公報・公知意匠などが引用されていますから、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で参照するなどして、自分の意匠がどのような点で引用意匠と異なっているのかについて具体的かつ論理的に述べます。また、公知意匠の組合せであり、創作容易であると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないものであり、自分の意匠は今までにない創作の高い意匠であることなどを反論として主張します（Ⅱ様式編 3. 意匠（4）意見書 参照）。

また、手続の補正を行うことで、拒絶理由が解消される場合は、手続補正書（Ⅱ様式編 3. 意匠（5）手続補正書 参照）も意見書と同時に提出することができます。例えば、意匠に係る物品の区分が不適切であると指摘された場合は、別表第一に定められたその意匠の属する物品の区分または同程度の区分の記載に補正をします。また、関連意匠出願における類似・非類似の関係が不適切な場合は、本意匠の表示を訂正・削除する補正をします。

なお、同日に2以上の互いに類似する意匠が出願された場合は、拒絶理由通知とともに協議指令が発せられますが、この場合は手続補正書と併せて協議の結果届を提出する必要があります。

意見書の提出期限は、拒絶理由通知書を発送した日から、国内居住者であれば40日、在外者であれば3月です。提出期限までに意見書を提出しなかった場合、審査官は出願人からの反論がなかったとして拒絶査定を行います。

② 登録査定への対応

審査官による登録査定を受けたときは、登録査定の謄本の送達日から30日以内に特許庁に登録料を納付します（意匠法第42条、第43条）。これにより、意匠権の設定登録が行われ、登録番号が付与されるとともに、その内容が意匠公報に掲載されます。

（第1年分の登録料は8,500円。複数年分をまとめて支払うことも可能。）

秘密意匠については、意匠を記載した図面などは掲載されません。意匠を秘密とする期間が経過した後に、改めて図面などを掲載した公報が発行されます。

③ 拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して指定期間内に出願人から応答がない場合、または提出された意見書や補正書によっても拒絶理由が解消されない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。

出願人は、この拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定謄本の送達日から3月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（意匠法第46条）。

④ 意匠権の維持・消滅

意匠権は、設定登録時から発生し、毎年の登録料を納付することにより権利を維持することができます。権利の存続期間は設定登録から最長20年です。

（平成19年3月31日以前の出願は最長15年。）

〔4〕 ニーズに応じた意匠登録出願

意匠制度には、物品の部分に係る意匠を保護する部分意匠制度、製品の開発途中で生じた多数のバリエーションの意匠を保護する関連意匠制度、飲食用のナイフ、フォーク及びスプーンのようなセットものの意匠を保護する組物の意匠といった、様々な意匠登録出願の方法があります。

また、企業戦略上秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる秘密意匠制度があります。

（1）部分意匠

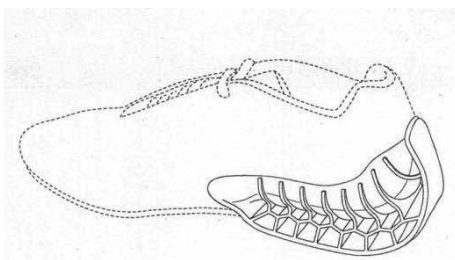
物品の全体から物理的に切り離せない部分であって、特にその部分にデザイン上の特徴がある形状や、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような形状について意匠登録を受けたい場合に有効です。

（物理的に切り離せて、市場において独立して取引の対象となるものであれば、部品や付属品の全体意匠として登録が可能です。）。

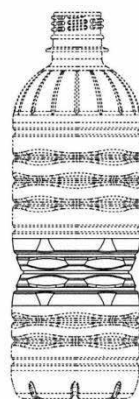
また、例えば、意匠登録を受けようとする部分についてはすでに具体的に創作が完成しているが、その他の部分についてはまだ具体的に創作が完成していない場合に、意匠登録を受けようとする部分の早期出願・権利化を行う場合などにも活用できます。

なお、部分意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中のどの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定します。（様式6 備考11）

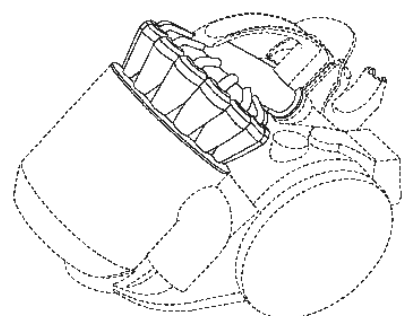
部分意匠の登録例



運動靴
登録第 1303974 号



ボトル
登録第 1329280 号



電気掃除機本体
登録第 1364277 号

(2) 画像デザイン

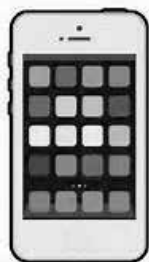
物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像デザインは、物品の部分の意匠と認められ、意匠登録の対象となります。画像デザインがその物品の表示部に表示される場合（【事例1】）だけでなく、他の物品である別体ディスプレイなどに表示される場合（【事例2】）も意匠登録の対象となります。

また、具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機（パソコン、タブレットコンピュータ、スマートフォン等）に記録された画像も、付加機能を有する電子計算機の意匠を構成する画像として、意匠登録の対象となります（【事例3】）。ただし、映画やゲームの一場面などのいわゆるコンテンツを表した画像は、その物品自体が有する機能の画像ではないため、意匠登録の対象となりません。

意匠登録の対象となる画像デザインの例

【事例1】

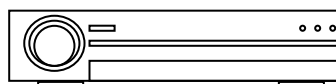
「スマートフォン」
スマートフォンの表示部に表示される
画像デザインの例



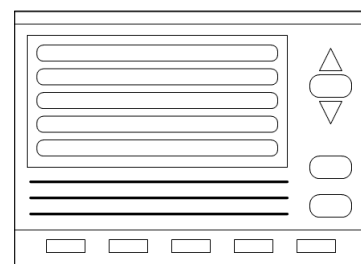
【正面図】

【事例2】

「磁気ディスクレコーダー」
磁気ディスクレコーダーと一体として用
いられる他のディスプレイに表示される
画像デザインの例



【正面図】



【画像図】

【事例3】

「歩数計機能付き電子計算機」
付加機能を有する電子計算機の
画像デザインの例



【正面図】

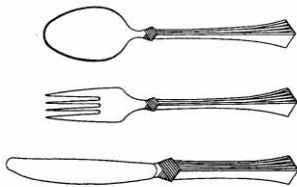
(3) 組物の意匠 (意匠法第8条)

同時に使用される二以上の物品であって、意匠法施行規則別表第二で定められた構成物品に係る意匠は、組物全体として統一感があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます(Ⅲ参考編 5. 意匠 組物の物品構成表 参照)。

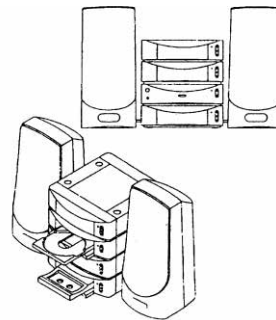
なお、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けることや、組物の構成物品に部分意匠を含むものについて組物として意匠登録を受けることはできません。

組物の意匠の例

一組の飲食用ナイフ、フォーク
及びスプーンセット



一組のオーディオセット



(4) 関連意匠 (意匠法第10条)

意匠登録制度は、意匠の創作に対して一定期間の独占権を付与するものですから、一の創作に対して二以上の重複した権利は認められません(意匠法第9条)。しかしながら、デザインの開発においては、一つのデザイン・コンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態があります。

関連意匠制度は、このような類似する複数のバリエーションの意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができるとする制度です。関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能です。

関連意匠の登録例

意匠登録第1457236号
本意匠



意匠登録第1457505号
関連意匠



(5) 秘密意匠（意匠法第14条）

秘密意匠制度は、産業財産権法のうち意匠法にだけある制度です。秘密意匠制度とは、登録から最長3年を限度として登録意匠の内容を秘密にすることができるものです。

通常は出願意匠が登録されると意匠公報により当該意匠が公開されますが、秘密意匠制度を利用すると、意匠公報に意匠の内容を表す図面の他、意匠に係る物品や意匠分類などの情報は掲載されません。出願人が指定した秘密期間が経過すると、改めて願書や願書添付図面などの記載内容を掲載した意匠公報が発行されます。

意匠は一度開示されると一目で内容が分かり、模倣されやすい特徴があるため、秘密意匠制度を利用して一定期間内は他者から自社意匠を見られない状態にしておくことで、製品開発のスケジュールと新製品発表のタイミングをコントロールするなど、企業活動を有利に運ぶことが可能となります。

なお、意匠を秘密にするための手続は、意匠登録出願時だけでなく、意匠登録の第1年分の登録料の納付時に行うこともできます（秘密請求料：5,100円）。また、秘密請求の期間は、最大3年以内の範囲で、延長、短縮の請求をすることができます。